

## 東京外語会会費規定

2011年10月22日制定

2012年4月1日改正

2013年4月27日改正

2015年9月26日改正

2021年4月1日改正

- 第1条 外語会定款第9条ならびに外語会規則第22条に定める会費は本規定により納入する。
- 第2条 会費は年会費6,000円とする。但し、150,000円を一括納付する場合には、これをもって終身会費とするが、納付済み年会費を終身会費に充当することはできない。
- 第3条 令和3年度以降に入会する学部生は学部在学中の会費を12,000円とする。
- 2 令和3年度以降に入会する大学院生は博士前期課程在学中の会費を6,000円、博士後期課程在学中の会費を6,000円とする。
  - 3 令和2年度以前の在学中に年会費10年分を一括納付済みの会員は入学年起算11年目からは、年会費6,000円を納付するものとする。
  - 4 令和3年度以降に入会した学部生及び大学院生の会員は卒業の翌年度から年会費6,000円を納付するものとする。
  - 5 非正規の短期留学生が入会を希望する場合は在学中の会費は3,000円とする。
- 第4条 50歳以上の卒業生については50,000円を一括納付する場合には、これをもって終身会員とするが、納付済み年会費を終身会費に充当することはできない。
- 第5条 終身会費を完納済み終身会員に対しては、一口年3,000円を任意の賛助会費として要請する。
- 第6条 年会費および任意の賛助会費の納付は、原則として、預貯金口座からの自動引き落としによる。
- 第7条 年会費の滞納が3年以上続いた場合には会員資格を喪失する。
- 第8条 再入会しようとする者で、年会費の滞納があるときは、その金額を一括納付しなければならない。ただし、相当の理由があると理事会が認めたときは、分割納付することができる。
- 第9条 会員が、特別の理由により年会費の負担に耐えない場合は、当該会員の申し出により、理事会の決議により会費の納付を一時猶予することができる。
- 第10条 既納の会費は理由の如何を問わず、これを払い戻さない。
- 第11条 支部規定による支部会費の金額および納付方法は、当該支部において適宜の方法により決定する。
- 第12条 この規定は令和3年4月1日よりその効力を発する。